

第113回
糖尿病教室

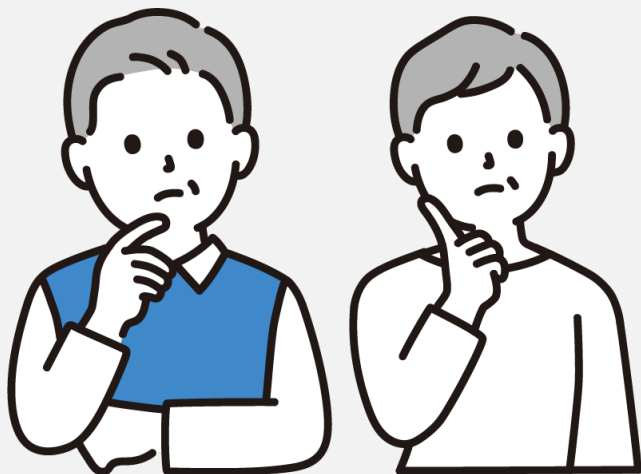
糖尿病と介護保険 ～在宅生活を続けるために～

秋田厚生医療センター 地域連携センター 医療福祉相談室
医療ソーシャルワーカー 渡部 知登世

はじめに

- こんな心配事が出てきたら
どうしよう??

- 自分でインスリン注射を打てなくなったら?
- 合併症の網膜症で身の回りを行うのが
大変になったら??
- 薬の管理が自分ひとりでは心配に
なってきた・・・。

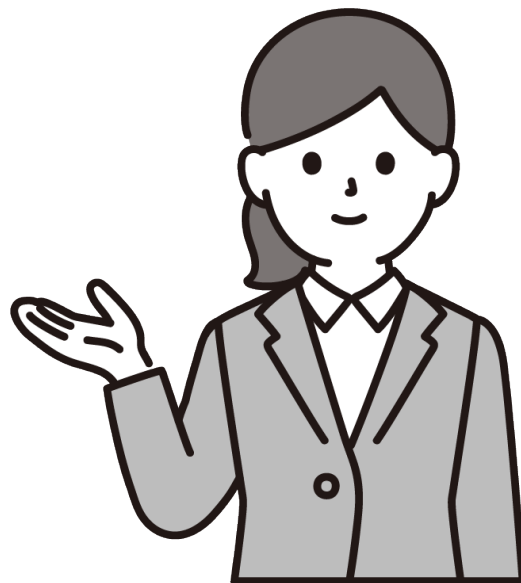


在宅生活を支えるための 介護保険という制度があります！

- 在宅生活を安心・安全に続けていくための支援として、「介護保険」という制度があります。今回は皆さんに介護保険について説明したいと思います。
- 在宅生活で不安を覚え始めたときには、「介護保険」というワードを思い出してみてくださいね。

～本日の内容～

- **1. 介護保険とは**
- **2. 介護サービスの内容**
- **3. 介護サービスを利用するには**



1. 介護保険とは



- **どんな制度なの？**
- **誰が利用できるの？**

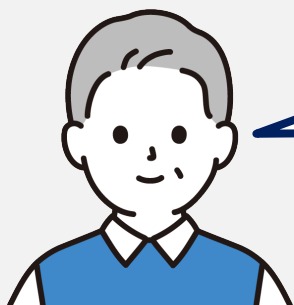
介護保険とは . . .

- **高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設された制度。**
- **居住地の市区町村（介護保険の保険者）が制度を運営し、私たちは40歳になると被保険者として介護保険に加入します。**

※40歳以上の方は介護保険料を毎月支払うこととなっており、この保険料は介護保険サービスを運営していくための必要な財源になります。

1. 介護保険とは . . .

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを利用料の1割で利用できる。（所得に応じて2～3割負担）



介護保険の保険者である市区町村へ介護保険料を納めていればサービスが利用できるんですね。
サービスを利用するために具体的に何が必要でしょうか??

介護サービスを利用するためには、まずは介護認定を受ける必要があります。



1. 介護保険とは . . .

- 対象となる方

第一号被保険者

- 65歳以上の方
- 原因にかかわらず介護が必要な状態になった方



第二号被保険者

- 40～64歳の方
- 指定されている特定疾病の診断を受けている方で介護が必要になった方



1. 介護保険とは . . .

特定疾病って何?? . . . 下記の16種類に当てはまる疾患

- ①がん末期
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又はまた間接に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護サービスの内容



- **介護サービスって、具体的にどんなサービスがあるの？**

2. 介護サービスの内容

- **在宅で利用できる介護サービス**
 - i) **自宅を訪問してもらうサービス**
 - ii) **施設に通って受けるサービス**
 - iii) **短期間施設に泊まるサービス**
 - iv) **生活環境を整えるサービス**

2. 介護サービスの内容

i) 自宅を訪問してもらうサービス

訪問介護 【ホームヘルプサービス】	ホームヘルパーが自宅を訪問。 入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行う。
訪問看護	看護師が自宅を訪問。 かかりつけ医の指示のもと、 <u>自宅でインスリン注射や血糖チェック等、医療的処置や健康管理を行う。</u>

その他、訪問入浴・訪問リハビリテーション等。

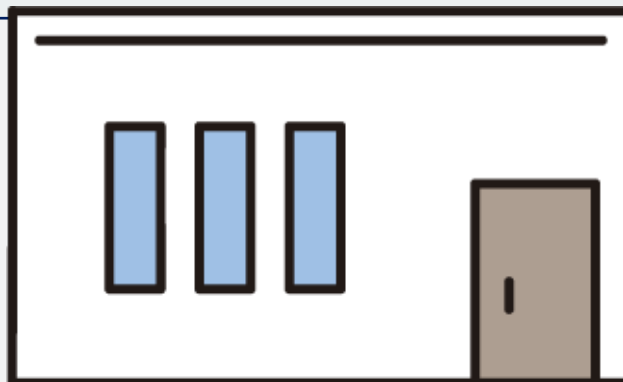


2. 介護サービスの内容

ii) 施設に通って受けるサービス

通所介護 【デイサービス】	通所施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行う。
通所リハビリ 【デイケア】	通所施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを日帰りで行う。

※送迎は施設で行ってくれます。



2. 介護サービスの内容

iii) 短期間施設に泊まるサービス

**短期入所生活介護
【ショートステイ】**

短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる。



普段介護している
家族の急用時など、
一時的に在宅介護が
難しくなった場合でも
安心！

2. 介護サービスの内容

iv) 生活環境を整えるサービス

- ・福祉用具貸与・・・13種類の貸し出しが対象
手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ
車いす・特殊寝台等
(要介護度によって貸し出しの対象が異なる)

- ・特定福祉用具購入・・・5種類が支給対象
ポータブルトイレ・入浴補助具等



2. 介護サービスの内容

・居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給される

＜対象となる工事の例＞

- ・手すりの取り付け
- ・階段や傾斜の解消
- ・和式から洋式への便器の取り換え 等



※工事の前に保険給付の対象になるかどうかをケアマネジャーに相談必要。

3. 介護サービスを利用するには



- 介護サービスを受けるためには
どうしたらいいの？
- 利用負担はどのくらいかかる？

3. 介護サービスを利用するには

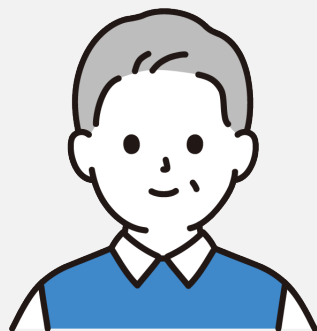
- お住いの地域包括支援センターやもし知っているケアマネジャーがいたらまずは相談から始めましょう。

そこで介護保険の申請をお願いします。



※2022年4月より申請の時に健康保険の被保険者証が必要になりました。

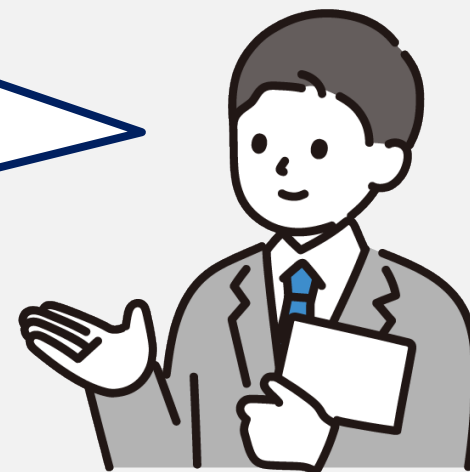
3. 介護サービスを利用するには



ケアマネジャーとはどんな人ですか??

- 介護サービスを受けるためのケアプランの作成、
 - 介護サービス事業者等との連絡調整、
 - 介護保険の代行申請
- 等を行ってくれる方です。

ケアプランの作成及び相談は無料です。



3. 介護サービスを利用するには

介護保険を申請した後の流れ

①訪問調査
(調査員が自宅等を訪問し本人や家族から聞き取りを行う)

②主治医の
意見書
役所から直接、
病院に意見書が郵送される

①と②を参考に
市町村で審査・判定
を行う。

③
結果通知が
自宅に届く

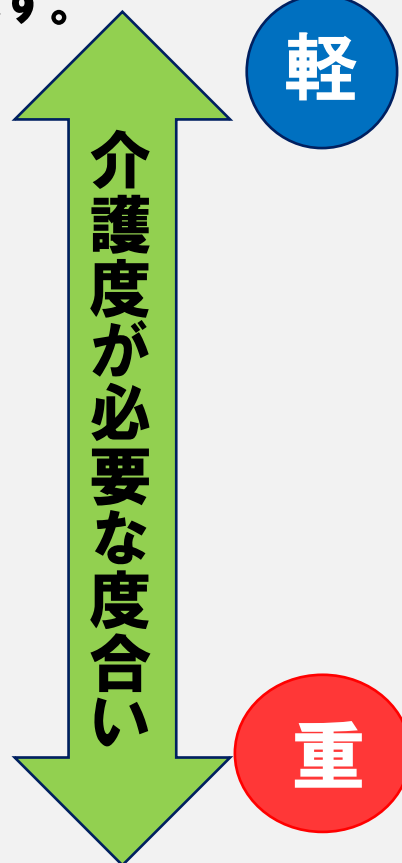
申請から結果通知が届くまでに約1か月かかります。



3. 介護サービスを利用するには

介護度とサービス利用負担限度額

結果通知にて表のいずれかの認定がおります。



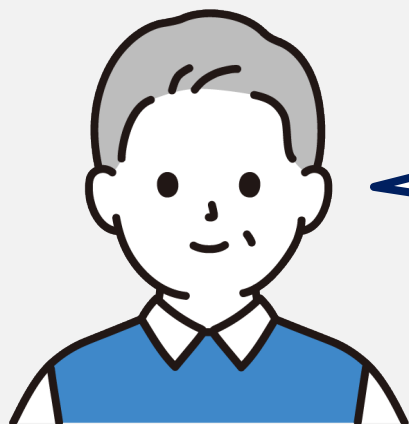
要介護度	支給限度額基準
要支援1	5万320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

・介護サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（支給限度額）が要介護度別に定められています。

・限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割の自己負担（一定以上所得者は2割または3割）

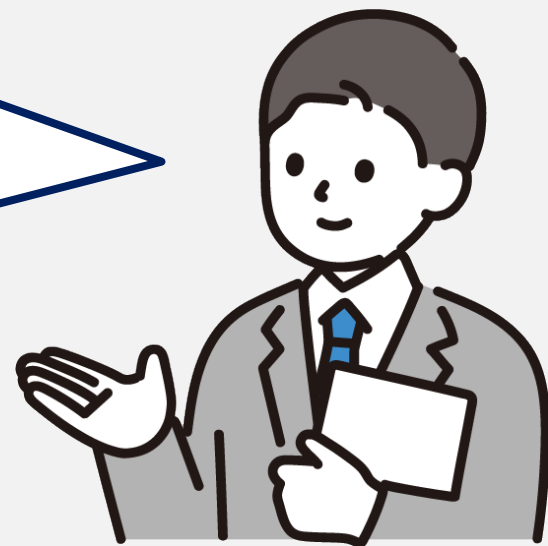
※限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

3. 介護サービスを利用するには



介護サービスを利用するにはケアマネジャーが必要なんですね。

はい。その通りです。
どのような介護サービスを利用していきたいか、
料金はどれくらいかかるのか・・・等、
ケアマネジャーに相談してケアプランを作成して
もらいましょう。
介護サービスを提供してくれる事業所もケアマ
ネジャーが調整してくれますよ。



おまけ

• 介護保険外のサービス

配色サービス

糖尿病食など制限のある方の食事をご自宅に届けるサービスです。

きざみ食など食事形態の加工も可能なところもあります。

まずはお住いの
地域包括支援センターへ
ご相談ください。



地域包括支援センター一覧

【秋田市北部地区】

担当の地域包括支援センター	担当圏域	電話番号
・寺内地域包括支援センター寿光園 住所:寺内後城6-41	寺内、土崎港南、将軍野南、 八橋字イサノ	853-6300
・外旭川地域包括支援センターコネクト 住所:外旭川字梶ノ目814-5	将軍野東、将軍野、外旭川	869-7755
・土崎地域包括支援センター永覚町 住所:土崎港中央1丁目17-32	土崎港東、土崎港中央、 土崎港西、土崎港相染町、 土崎港古川町	846-6471
・飯島地域包括支援センター金寿園 住所:土崎港北7丁目5-66	土崎港北、港北、 飯島(JR奥羽本線東側)	853-5820
・下新城地域包括支援センターニコニコ 住所:飯島川端3丁目1-48	下新城、上新城、金足	800-7075

【秋田市中心・東部地区】

担当の地域包括支援センター	担当圏域	電話番号
<p>・八橋地域包括支援センター</p> <p>住所:八橋南1丁目8-2</p>	八橋(八橋字イサノを除く)、 高陽、山王、大町、旭北、千 秋(千秋久保田町を除く)	883-1465
<p>・川元地域包括支援センター社協</p> <p>住所:旭南1丁目8-12</p>	旭南、川元、川尻、 茨島、卸町	853-5968
<p>・泉地域包括支援センターリンデンバウム</p> <p>住所:泉菅野2丁目17-11</p>	泉、保戸野	896-5960
<p>・中通地域包括支援センター幸ザ・サロン</p> <p>住所:中通6丁目4-27</p>	中通、南通、楢山	827-3323
<p>・東通地域包括支援センターひだまり</p> <p>住所:東通仲町4-1秋田拠点センターアルヴェ5階</p>	手形、手形山、東通、 千秋久保田町	884-1405
<p>・旭川地域包括支援センター友遊</p> <p>住所:旭川南町8-28</p>	旭川、新藤田、濁川、添川、 山内、仁別、柳田、 太平、下北手	838-1011
<p>・広面地域包括支援センター桜の園</p> <p>住所:広面字樋ノ沖72-1アーバンティくらべ1-A</p>	広面、横森、桜、桜ガ丘、 桜台、太平台、蛇野	853-7240
<p>・河辺地域包括支援センター社協</p> <p>住所:河辺北野田町南1丁目20-1</p>	河辺	882-5565

【秋田市西部・南部地区】

担当の地域包括支援センター	担当圏域	電話番号
<p>・勝平地域包括支援センターシンシア</p>	<p>勝平、新屋(雄物川北側)</p>	<p>883-3055</p>
<p>住所:新屋朝日町12-1</p>		
<p>・新屋地域包括支援センターエンデバー</p>	<p>新屋(雄物川南側)、浜田、下浜、豊岩</p>	<p>888-8761</p>
<p>住所:新屋大川町18-7</p>		
<p>・牛島地域包括支援センター南寿園</p>	<p>牛島、大住(大住南2・3丁目を除く)、山手台、上北手、南ヶ丘</p>	<p>838-0304</p>
<p>住所:牛島東3丁目9-1</p>		
<p>・御所野地域包括支援センターけやき</p>	<p>御所野、大住南2・3丁目</p>	<p>826-0651</p>
<p>住所:御所野下提5丁目1-5</p>		
<p>・雄和地域包括支援センター緑水苑</p>	<p>雄和</p>	<p>881-3511</p>
<p>住所:雄和石田字苗代沢25-1</p>		

【瀧上・南秋地区】

担当の地域包括支援センター	担当圏域	電話番号
<p>・瀧上市地域包括支援センター</p> <p>住所:瀧上市天王棒沼台226-1</p>	瀧上市	853-5318
<p>・五城目地域包括支援センター</p> <p>住所:五城目町西磯ノ目1丁目1-1</p>	五城目町	855-1070
<p>・井川町地域包括支援センター</p> <p>住所:井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1</p>	井川町	893-5230
<p>・八郎瀧町地域包括支援センター</p> <p>住所:八郎瀧町字大道84</p>	八郎瀧町	875-2835
<p>・男鹿市地域包括支援センター</p> <p>住所:男鹿市船川港船川字泉台66-1</p>	男鹿市	0185-24-3322
<p>・大瀧村地域包括支援センター</p> <p>住所:大瀧村字西3丁目3</p>	大瀧村	0185-22-4321

**介護保険は住み慣れた地域で安心して
暮らし続けるための制度です。**



介護保険について聞きたいことがありましたら
医療福祉相談室にご相談ください